

児童手当の制度が変わります！

1. 制度改正内容

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から児童手当の制度が以下のとおり変更となります。

	制 度 改 正 前 (令和6年9月分まで)	制 度 改 正 後 (令和6年10月分から)																										
支給対象となる子	15歳に達する日以降の最初の年度末まで(中学校修了まで)の子	18歳に達する日以降の最初の年度末まで(高校生年代まで)の子																										
所得制限	所得制限あり	所得制限なし																										
支給月額	<table><tr><th>児童の年齢</th><th>第1子 第2子</th><th>第3子</th></tr><tr><td>3歳未満</td><td colspan="2">15,000円</td></tr><tr><td>3歳から小学校修了まで</td><td>10,000円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>中学生</td><td colspan="2">10,000円</td></tr><tr><td colspan="3">※所得制限限度額以上所得制限限度額未満の場合は特例給付として一律5,000円</td></tr></table>	児童の年齢	第1子 第2子	第3子	3歳未満	15,000円		3歳から小学校修了まで	10,000円	15,000円	中学生	10,000円		※所得制限限度額以上所得制限限度額未満の場合は特例給付として一律5,000円			<table><tr><th>児童の年齢</th><th>第1子 第2子</th><th>第3子以降</th></tr><tr><td>3歳未満</td><td>15,000円</td><td rowspan="2">30,000円</td></tr><tr><td>3歳から18歳に達した最初の年度末まで</td><td>10,000円</td></tr><tr><td colspan="3">※特例給付はなくなり受給者全員が上記の支給額</td></tr></table>	児童の年齢	第1子 第2子	第3子以降	3歳未満	15,000円	30,000円	3歳から18歳に達した最初の年度末まで	10,000円	※特例給付はなくなり受給者全員が上記の支給額		
児童の年齢	第1子 第2子	第3子																										
3歳未満	15,000円																											
3歳から小学校修了まで	10,000円	15,000円																										
中学生	10,000円																											
※所得制限限度額以上所得制限限度額未満の場合は特例給付として一律5,000円																												
児童の年齢	第1子 第2子	第3子以降																										
3歳未満	15,000円	30,000円																										
3歳から18歳に達した最初の年度末まで	10,000円																											
※特例給付はなくなり受給者全員が上記の支給額																												
第3子以降の算定対象	18歳に達する日以降の最初の年度末までの子 <table><tr><th>年齢</th><th>算定</th><th>支給金額</th></tr><tr><td>22歳</td><td></td><td></td></tr><tr><td>17歳</td><td>第1子</td><td></td></tr><tr><td>10歳</td><td>第2子</td><td>10,000円</td></tr></table> 【算定例】	年齢	算定	支給金額	22歳			17歳	第1子		10歳	第2子	10,000円	22歳に達する日以降の最初の年度末までの子 <table><tr><th>年齢</th><th>算定</th><th>支給金額</th></tr><tr><td>22歳</td><td>第1子</td><td></td></tr><tr><td>17歳</td><td>第2子</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>10歳</td><td>第3子</td><td>30,000円</td></tr></table> 【算定例】	年齢	算定	支給金額	22歳	第1子		17歳	第2子	10,000円	10歳	第3子	30,000円		
年齢	算定	支給金額																										
22歳																												
17歳	第1子																											
10歳	第2子	10,000円																										
年齢	算定	支給金額																										
22歳	第1子																											
17歳	第2子	10,000円																										
10歳	第3子	30,000円																										
支給回数	年3回（10月・2月・6月） ※各前月までの4か月分を支給	年6回（偶数月） ※各前月までの2か月分を支給																										

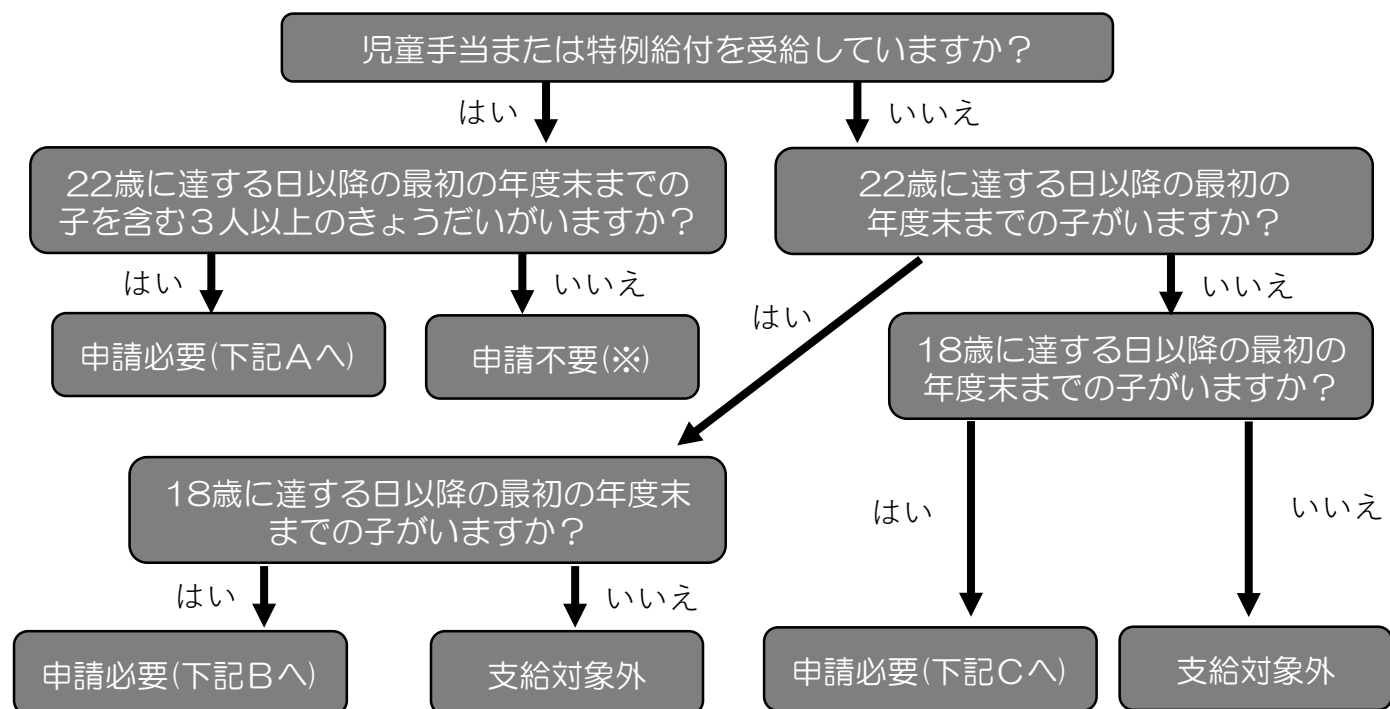
2. 申請期限

令和6年10月11日(金)必着



申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って児童手当を支給します。
令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

3. 申請対象者



※18歳に達する日以降の最初の年度末まで(高校生年代まで)の子がいる世帯や第3子以降の子がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、**職権による増額処理**を行い、額改定通知書を送付する予定です。

✓ 申請者が公務員(長期共済加入者に限る)の場合は、勤務先から児童手当が支給されますので、申請等については勤務先にお問い合わせください。

4. 児童手当の受給手続き

以下の提出書類を返信用封筒にて返送または中城村役場こども課窓口へ直接提出してください。

▼申請対象者A

- ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書【様式第6号の9】

▼申請対象者B

- ☐ 児童手当認定請求書【様式第2号】
- ☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書【様式第6号の9】（3人以上のきょうだいがいる22歳に達する日以降の最初の年度末までの子について記入してください）
- ☐ 請求者名義の普通預金通帳等の写し
- ☐ 健康保険証の写し

▼申請対象者C

- ☐ 児童手当認定請求書【様式第2号】
- ☐ 請求者名義の普通預金通帳等の写し
- ☐ 健康保険証の写し

★共通書類（別居している支給対象となる子がいる方）

- ☐ 別居監護申立書【様式第6号の2】（他市町村に住民票がある子について記入）

【お問い合わせ】 中城村役場 こども課 こども給付係 TEL：098-895-2271